

株式会社 サッコウケン  
建築物耐震診断判定・耐震改修計画評定委員会  
設 置 要 領

平成31年月4日1日 改訂

株式会社 サッコウケン

〒060-0051 北海道札幌市中央区南1条東2丁目6番地

大通バスセンタービル2号館 9階

TEL(011)887-6585・FAX(011)222-7855

## 株式会社 サッコウケン

### 建築物耐震診断判定・耐震改修計画評定委員会設置要領

平成 21 年 9 月 16 日制定

平成 22 年 10 月 1 日改訂(い)

平成 25 年 10 月 31 日改訂(ろ)

平成 31 年 4 月 1 日改訂(は)

(目 的) (ろ) (は)

第 1 条 株式会社サッコウケン（以下「SKK」という。）が建築物の地震に対する安全性を評価した（以下「耐震診断」という。）又は地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の計画（以下「耐震改修」という。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成 18 年国土交通省告示 184 号）及び指針と同等以上であると国土交通省が認めた耐震診断基準に適合するか否かについて評定（耐震診断にあつては「判定」。以下耐震診断業務の場合は「判定」に読み替えるものとする。）を行うに際し、その的確な実施を図るため、専門的立場から審査する機関として北海道知事の指定を受け、「株式会社サッコウケン 建築物耐震診断判定・耐震改修計画評定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(業 務) (い) (は)

第 2 条 委員会委員長は、SKK 代表取締役（以下「社長」という。）から評定の依頼を受けた既存建築物に関する耐震診断・耐震改修について、委員会を開催して専門的な立場から審査を行い、その結果について社長に報告する。

2 評定業務は次の場所にて行うものとする。

場所：札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 6 番地大通バスセンタービル 2 号館 9 階

なお、委員会は上記場所以外でも開催できるものとする。

(委員会組織及び委員の構成) (ろ) (は)

第 3 条 委員会の委員は、建築構造に関し大学若しくは高等専門学校の准教授以上の職にある若しくはあつた者（以下「学識経験者」という。）、建築構造に関し知識と経験が豊かであると認められる者（以下「構造識者」という。）及び建築構造に関し 15 年以上の実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）を

- もって構成し、その数は6名以上とする。
- 2 委員会の委員は、本会の社長が委嘱する。
  - 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名以上を置くものとし、委員長は学識経験者とする。
  - 4 委員会の委員構成はSKK外部による委員が過半を占めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現在の委員の残任期間とする。

(委員会の開催) (は)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集することが出来る。

- 2 委員会の開催通知は、SKKの事務局(以下「事務局」という。)において行う。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員が3名以上出席して審査し、そのうち1名以上の学識経験者若しくは構造識者の出席があること。

- 2 出席委員は委員長が指名する。
- 3 委員は自身、親族、関係企業等が所有者である建築物又は自身が設計や施工に関与した建築物の評定は行わない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。
- 5 委員は、審査終了後速やかに評定評価書を作成し、委員長に報告する。
- 6 委員長が事故または長期不在の時は、副委員長がその任を代行する。

(受付)

第7条 事務局は提出された耐震診断判定・耐震改修計画評定申請書および必要図書を確認のうえ受理する。

(委員会の開催)

第8条 委員長は、委員会開催通知書により、関係者の出席を要請する。

(業務の報告)

第9条 委員長は業務終了後速やかに審査報告書により社長に報告する。

(守秘義務)

第10条 委員及び事務局員は、評定業務に関連して知り得た情報を第三者に漏洩、公表し、  
又は自己の他の業務のために使用してはならない。

(記 録)

第11条 委員会は委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

第12条 この要領による評定に要する経費は、原則として、申込者により支払われる申請手数料及びその他の収入により支弁する。

(会 計)

第13条 申請手数料の請求、受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

(事業年度) (ろ)

第14条 委員会の事業年度は、一年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この要領に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員会と協議して社長が別に定める。

付 則 この要領は、平成21年9月16日から施行する。

付 則 (い) この要領は、平成22年10月1日より施行する。

付 則 (ろ) この要領は、平成25年10月31日より施行する。

付 則（は）この要領は、平成31年4月1日より施行する。